

令和6年8月定例農業委員会議事録

1. 日 時 令和6年8月9日(金) 16:00~17:00

2. 場 所 本山町役場 議場

3. 出席委員(11名)

1番 河邑 一雄(職務代理者)
3番 右城 雄一
4番 田岡 勇二
5番 澤田 耕一
6番 真鍋 朋三
7番 津田 洋介
8番 松葉 晶夫
9番 澤田 久典
10番 澤田 博
11番 伊藤 彰信
14番 川村 隆重(会長)

4. 欠席委員(2名) 2番 小原 彰彦、12番 松村 茂雄

5. 出席推進委員(0名)

6. 欠席推進委員(2名) 和田 裕盛 前田 慎也

7. 農業委員会事務局

局 長 田岡 明
書 記 上村 有美

8. 議事日程

議事録署名委員の指名 4番 田岡 勇二 5番 澤田 耕一

会議書記の指名 事務局書記 上村 有美

第1 農地法第3条の規定による許可申請について

第2 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について

第3 非農地証明願について

第4 その他の件

・連絡事項等

・その他

事務局： ただいまより、8月定例会を開会いたします。
会長の議事進行で会議を始めたいと思います。
よろしく申し上げます。

会 長： 皆さん、暑い中お集りいただきありがとうございます。

それでは、議事録署名委員は、4番田岡勇二委員と5番澤田耕一委員にお願いいたします。書記につきましては、事務局の上村となります。

それでは、議事に入ります。

議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。

審議番号1番、P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P2、3、4参考資料)

場所は上関となります。P2、3が現地の写真で現地の地図はP4となっております。

木能津の2筆は飛び地となっております。

譲渡人は今回の農地をこの4月に相続登記により所有権を取得しています。

農地法第3条の3の届け出もしております。

譲渡人は県外のため、親戚の譲受人の居住が高知市のため、農地の管理もできるということで所有権を移転するものです。譲受人がこれまでも管理をしていた箇所もあり、農作業は0年ではありますが、今後、農機具の確保をしながら、果樹の作付けと榊の植樹により営農を進めていくということです。農業従事日数は150日予定であり、原則年間150日以上をクリアしており問題ないと考えます。

現地確認は、8月8日に 真鍋朋三委員と松葉晶夫委員にお願いしました。

尚、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

松葉委員： 田は私が作っています。譲受人が時々、帰ってきて、草を刈ったりしているので、問題ないと思います。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

無ければ、議題1番審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題1番審議番号1番については承認されました。

つづいて、議題2番基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について、審議番号1番から12番について、事務局より一括で説明をお願いします。

事務局： それでは、議題2番基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について「審議番号1番から12番について一括で提案いたします。

審議番号1番、P5をご覧ください。(資料に基づき説明)(P6参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号2番、P7をご覧ください。(資料に基づき説明)(P8参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号3番、P7をご覧ください。(資料に基づき説明) (P9 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号4番、P10をご覧ください。(資料に基づき説明) (P11 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号5番、P10をご覧ください。(資料に基づき説明) (P12 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号6番、P14をご覧ください。(資料に基づき説明) (P15 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号7番、P14をご覧ください。(資料に基づき説明) (P16 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号8番、P17をご覧ください。(資料に基づき説明) (P18 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号9番、P19をご覧ください。(資料に基づき説明) (P20 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号10番、P19をご覧ください。(資料に基づき説明) (P21 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号11番、P22をご覧ください。(資料に基づき説明) (P23 参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規の案件です。

つづきまして、審議番号12番、P22をご覧ください。(資料に基づき説明) (P24 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

河邑委員：事務局より場所については何ページにありますとあり、この辺ですという航空写真はありますが、上から見ても分からないと思います。今までの委員会でもこういった形でやっていて皆さんがよしとするならかまいませんが、だいたいあの辺ですという補足があってもいいのではと思います。

事務局：今後はだいたいあの辺ですということを付けくわえるようにします。

会 長： ここは特に知りたいというところは聞いてください。
他にないでしょうか。無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題2番、審議番号1番から12番については承認されました。
つづきまして、審議番号13番については[REDACTED]の関連案件ですので、退室をお願い

いします。

([REDACTED] 退室)

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題2番、審議番号13番について提案いたします。
審議番号13番、P25をご覧ください。(資料に基づき説明) (P26参考資料)
本案件は、利用権再設定の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題3番審議番号13番については承認されました。
それでは、 [REDACTED] の入室を認めます。
つづきまして、議題3番、「非農地証明願いについて」審議番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、「非農地証明願いについて」審議番号1番について提案いたします。
P28をご覧ください。(資料に基づき説明。) (P29、30参考資料)
場所については、寺家でP29になります。
現地は、約34年前に所有者の母親が住む家を建てており、宅地となっており、今回非農地証明願が提出されております。現地は農業振興地域ではありません。
現地の確認は、令和6年8月6日に伊藤彰信委員と澤田博委員とで確認しております。
尚、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

伊藤委員： 現況は畑でなく、宅地となっています。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題5番審議番号1番については承認されました。
つづきまして、審議番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号2番について提案いたします。
P28をご覧ください。(資料に基づき説明。) (P31、32、33参考資料)

場所については、北山西集会所の北側になります。地図はP31になります。
現地は、平成13年に所有者の母親が死亡し、土地を相続したが、相続当時、申請者は県外在住だったため、耕作できずに現場の写真でも確認できるように原野となっているため、今回、非農地証明願が提出されております。現地は農業振興地域ではありません。
現地の確認は、令和6年8月6日に伊藤彰信委員と澤田博委員とで確認しております。
尚、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

澤田委員：下谷川に面しているところで現況は原野となっています。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題3番、審議番号2番については承認されました。
議題4番「その他の件」にうつります。
各委員より報告があればお願いします。
事務局より何かございませんか。

事務局：事務局連絡

会 長： 次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局： 次回定例会は、9月9日（月）午後4時00分から本山町役場議員控室で提案します。

会 長： 事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは次回日程は、事務局提案どおりでお願いします。
他に何かございませんか。

委 員： ございません。

会 長： 8月定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。